

泉南市立学校児童生徒の指定校変更及び区域外就学の許可基準について

児童生徒は、住所地のある市区町村が指定する小学校または中学校に就学することになっていますが、相当の理由（下記の指定校変更・区域外就学の許可基準参照）がある場合、保護者の申立てにより就学校の変更が可能な場合があります。申立ては、必要書類を持参の上、教育委員会へお越しください。

【留意事項】

- 許可基準の理由および期間は許可が可能な事由であり、必ずしも許可できるものではありません。
- 許可については、通学距離・交通事情等の条件を満たしていることが必要です（社会通念上、正当ならびに常識的と考えられる範囲内とします）。
- 他市区町村にかかるものは、区域外就学協議の成立を条件とします。
- 通学途中における事故防止については、保護者が責任をもって対処してください。
- 申請時の理由が変更または消滅した場合は、速やかに届け出てください。

〈就学校の指定校変更・区域外就学の許可基準〉

| 理 由 ・ 期 間 | | 必要書類等 |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 最終学年 | 中学3年 | 卒業まで従前の学校に就学を希望する時で、学校長が認めた場合。 申立書 |
| | 小学6年 | |
| 学期途中での転居 | | 学期途中で転居の必要が生じ、学期末まで従前の学校に就学を希望する時で、学校長が認めた場合。 申立書 |
| 転居予定 | | 住宅の新築又は、購入で、転入又は転居予定先の校区の学校に新学年の4月から就学を希望する時で、転入又は転居の予定が1学期末までの場合。 申立書 建築確認書、不動産売買契約書、竣工予定証明書等 |
| 改 築 | | 住宅の改築等のために、一時校区外に転出又は転居し、4ヵ月を限度として従前の学校に就学を希望する時で、改築完了後従前の居住地に戻る事が確定している場合。 申立書 建築確認書、不動産売買契約書等 |
| そ の 他 | 学校行事（修学旅行、運動会・体育祭、文化祭、中学校の中間・期末テスト等）に参加出来ないため、行事終了時まで従前の学校に就学を希望する場合。 申立書 | |
| | 特別調整区域内（浜区）で、樽井小学校に就学を希望する場合。ただし、途中での変更は認めない。 申立書 | |
| | 信達小学校区のうち、特別調整区域内(市道信達樽井線大阪側及び国道26号より海側の牧野、市場、樽井1丁目、中小路)で、鳴滝小学校に就学を希望する場合。ただし、途中での変更は認めない。 申立書 | |
| | 樽井小学校区のうち、特別調整区域内(市道信達樽井線大阪側の樽井1丁目、7丁目)で、鳴滝小学校に就学を希望する場合。ただし、途中での変更は認めない。 申立書 | |
| | 信達小学校区のうち、特別調整区域内(大苗代区)で、一丘小学校に就学を希望する場合。ただし、途中での変更は認めない。 申立書 | |
| | 東小学校小規模特認校指定実施要綱により、就学指定校の変更を認める場合。 申立書 募集要項等に定められた書類 | |
| | いじめ等の解消を図るため、就学指定校の変更を認める場合。 申立書 学校長の意見書等 | |
| 教育的配慮からやむを得ないと認められる場合。 申立書 学校長の意見書、 医師の診断書・意見書等 | | |